

消費税の軽減税率導入について

安倍首相は、10月15日の臨時閣議で、予定通り来年10月に消費税を10%へ引き上げると表明しました。今回の消費税引き上げに伴い、低所得者対策として「軽減税率制度」が導入されます。何に対する消費税率が軽減されるのか、現時点で公表されている内容について今回のCBCA NEWSで確認しましょう。

1. 軽減税率の対象品目

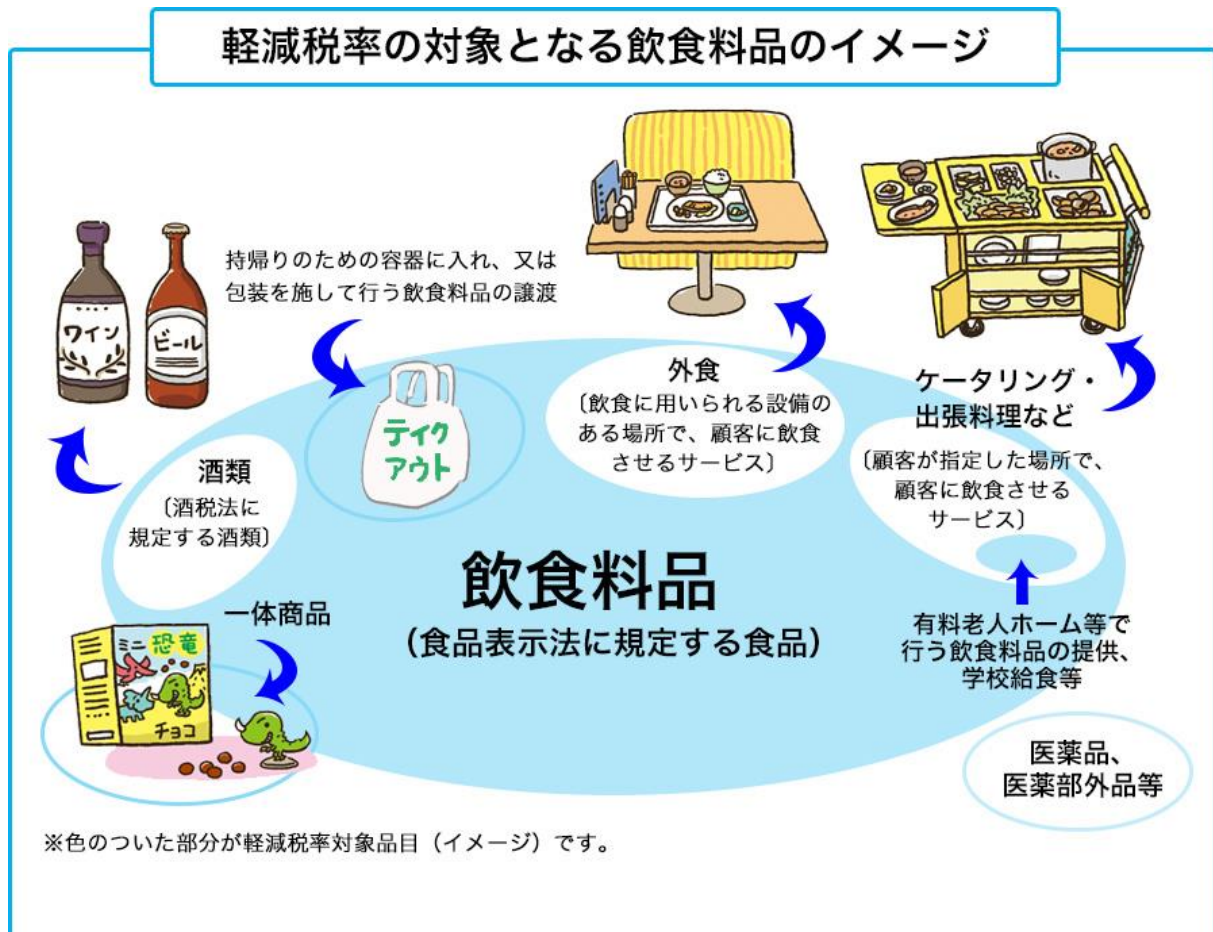
8%の軽減税率が適用される対象品目は、次の2つです。

- ①酒類及び外食を除く飲食料品
- ②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

軽減税率はあくまで低所得者対策として導入されます。この2つを見比べると、②の「新聞」が何故対象なのかとの感を拭えませんが、それはさておき、問題は①の「飲食料品」です。具体的な対象について確認しましょう。

2. 軽減税率の対象となる飲食料品

政府は、軽減税率の対象となる飲食料品を次のイメージ図で表現しています。



(出所) 政府広報オンライン

大枠として「酒類」「外食等」を除く飲食料品が軽減税率の対象となることが分かります。

なお、一体商品とは、例えば、おもちゃ付のお菓子などのように、食品と他のものが予め一体として販売されるものを言います。こちらについては、諸条件を満たした場合に軽減税率が適用されます。

3. 外食等の範囲

さて、当制度において最もややこしく、現場の混乱を招きかねないと指摘されているのが「外食等」の範囲です。政府は次のように説明しています。

「外食等」の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食等」は、以下のもの。

1. 外食：以下の要件を満たすもの

- ① 飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備)のある場所において(場所要件)
- ② 顧客に飲食させるサービス(サービス要件)

2. ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス

※ ただし、有料老人ホームでの飲食物品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除く。

軽減税率（「外食等」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

コンビニ等の弁当・惣菜

(注) 飲食設備がある場合には、顧客に対して飲食設備での飲食か、持ち帰りの意思確認をするなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定する。

有料老人ホームでの飲食物品の提供や学校給食等

標準税率（「外食等」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニ等のイートインコーナーでの飲食

(例)① 顧客への意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品
② トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品

2. ケータリング・出張料理等

(出所) 財務省 HP

例えば「吉野家」や「マクドナルド」では、テイクアウトは8%、店内飲食は10%と、同一の飲食物品なのに異なる税率が適用されます。つまり、品物と税率がひもづけされておらず、顧客がどこで飲食するのにより適用される税率が決まることとなります。

最も厄介なのが「コンビニ等のイートインコーナーでの飲食」です。イートインコーナーがある店では、顧客が弁当等をどこで食べるのかを確認する手間が、新たに生じることとなります。例えば、複数の食品を購入した顧客が、その一部だけをイートインで飲食する場合、レジではどのような対応を取るようになるのでしょうか。また、「持ち帰る」と言って購入した顧客が、その後イートインで食べ始めた場合、アルバイト店員は対応できるでしょうか。かなりの混乱と弊害が予想されます。

運用に問題のある制度の導入とならないよう、政府には強くお願いしたいものです。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先